



2026 年度（令和 8 年度）

# 重点要望

AI 時代における「経済成長の実現」「経済安全保障の確保」  
「信頼できるデジタル社会の構築」を目指して

2026 年 4 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

生成 AI をはじめとする先端デジタル技術の急速な進展は、我が国の産業競争力と安全保障の在り方を大きく左右する局面に入っている。特に、政府が指定する戦略 17 分野における半導体、クラウド、AI、データ基盤、サイバーセキュリティ等の主要技術は、経済成長のみならず国家基盤そのものを支える不可欠な領域である。

一方で、我が国はデータ利活用や AI 実装、人材供給の面で国際的に後れを取っており、民間投資と制度整備の双方を大胆に加速させる必要がある。また、生成 AI の普及に伴い、データガバナンス、セキュリティ、プライバシーの確保を含めた「信頼できるデジタル社会」の構築が喫緊の課題となっている。加えて、こうした産業構造の転換に対応するためには、成長分野への円滑な人材移動を促進する労働市場の改革が不可欠である。

このため本要望では、デジタル産業基盤の強化を前提に、データ利活用の高度化、AI・クラウド・計算基盤等のインフラ整備、サイバーセキュリティおよび AI ガバナンスの強化を重点的に求める。あわせて、これらを支えるデジタル人材の育成・確保を国家戦略として推進するとともに、柔軟な労働市場の実現を通じて、地域・産業全体の競争力強化と持続的成長の実現を目指すものである。

## 目次

1	AI トランスフォーメーション	4
	■AI 活用に関する政策要望	4
1.1	生成 AI の利活用環境の整備	4
1.2	AI 利活用に係る各種業法や土業などの規制についての見直し	5
1.3	地域における IT & DX & AI に関する実証実験の支援・拡充	5
1.4	地方活性化のための「中小企業 AI 適用コーディネート（仮称）」事業	6
1.5	国産デジタル社会基盤の整備・活用促進と国際競争力強化	7
1.6	AI 人材等の育成のための奨学金返済額への税額控除制度の創設	8
1.7	AI 等の成長分野スタートアップへの人材移動促進	9
1.8	AI その他の新分野への労働移動促進のための社会人インターン制度	10
1.9	AI モデル等の開発者への権利帰属（産業技術力の強化に向けて）	11
1.10	「信頼できる AI」の明確化と政府調達等における採択促進	12
1.11	ガバメント AI「源内」活用に向けた霞が関における徹底的な BPR 推進	12
2	セキュリティ強化	13
	■ISMAP 制度の見直しに関する政策要望	13
2.1	ISMAP 管理策の運用の明確化	14
2.2	ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用	14
2.3	「ISMAP-READY 制度」の創設	15
2.4	「ISMAP FAST TRACK 制度」の創設	16
2.5	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望	17
	■サイバーセキュリティ対策の強化に関する政策要望	18
2.6	サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化	19
2.7	サイバーセキュリティのインシデント報告義務化	19
2.8	経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上	20
3	デジタル人材の教育・育成	20
	■リテラシー向上に関する政策要望	20
3.1	国民全体の IT リテラシーの向上	21
3.2	自治体 DX 推進に係る一般行政職員のリテラシー底上げ・浸透施策	22
3.3	DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得	22

## 1 AI トランスフォーメーション

### ■ AI 活用に関する政策要望

- 生成AIの利活用環境の整備
- AI利活用に係る各種業法や土業などの規制についての見直し
- 地域におけるIT & DX & AIに関する実証実験の支援・拡充
- 地方活性化のための「中小企業AI適用コーディネート（仮称）」事業
- 国産デジタル社会基盤の整備・活用促進と国際競争力強化
- AI人材等の育成のための奨学金返済額への税額控除制度の創設
- AI等の成長分野スタートアップへの人材移動促進
- AIその他の新分野への労働移動促進のための社会人インターン制度
- AIモデル等の開発者への権利帰属（産業技術力の強化に向けて）
- 「信頼できるAI」の明確化と政府調達等における採択促進
- ガバメントAI「源内」活用に向けた霞が関における徹底的なBPR推進

#### 1.1 生成 AI の利活用環境の整備

##### 【要望の理由・背景】

「人工知能基本計画骨子」において、社会全体で世代を問わず「AI をまず使ってみる」ことを掲げられており、その方針に賛同するところである。そしてその実現には、大企業だけでなく、中小企業や中小の地方自治体における生成 AI の実装・定着が不可欠である。しかし、足元では中小企業や中小の地方自治体には生成 AI を業務改善や新規事業に活かすためのノウハウ・人材が不足している。さらには、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」に記載のあるとおり、AI のセキュリティ上のリスクを低減させるよう、AI のセキュリティの確保も必須であるが、これについても中小企業や中小の地方自治体にはノウハウ・人材が不足している。中小企業・中小自治体が自組織にあてはまるようなユースケースの公開事例も少ない。

これらの背景を踏まえ、先進的な事例への取り組みもさることながら、国全体として生成 AI の利活用を底上げするためには、共通の学習基盤と知見共有の仕組みを構築することが不可欠である。

##### 【要望内容】

データ整備・利活用の推進を図ることを明確に担保し、行政と民間事業者・団体が課題設定、解決プロセス、プロンプト例などのユースケースや、課題・ニーズを共有する適切な仕組みの検討を優先順位を下げることなく実施していただきたい。たとえば、業種別または課題別といった区分による情報共有プラットフォームの構築なども一例である。

これらの取組により、AIの恩恵を大企業だけでなく全国の事業者・地域社会にまで広げること、日本全体の生産性向上とイノベーション創出につなげることが期待される。

根拠法令：人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI推進法）  
規制監督省庁/関連省庁：内閣府、経済産業省、総務省、文部科学省

## 1.2 AI 利活用に係る各種業法や士業などの規制についての見直し

### 【要望の理由・背景】

- AI に回答をさせて使うことが特定の資格保有者に限って認められている業務の提供に該当するのかが課題となりつつある。（例 契約レビューに関する弁護士法との関係整理のための法務省ガイドラインなど）
- 今後、ますます AI 利用が広がり、同様の整理が個別に求められることはイノベーションの阻害に繋がること、特定領域に限らず提供されている AI（例えば、Chat GPT）で利用者が特定領域に限定して提供される AI と同様の使い方をすることは禁止できない（汎用 AI が専門領域を学習させていることも防ぐことはできない）ことに照らすと、この課題に本質的な対応をしておくことが求められていると言える。

### 【要望内容】

その観点から、AI テクノロジーはコンピュータによる統計的処理によって結果を出しているものであり、その結果を使うことは、書籍で記述されたアルゴリズムに沿って結論を出す行為と対比して考えればわかる通り人を代替するものではなく、専門家を代替するものではないという注記をすることを条件に、各種「士」業法で特定の資格者のみに認められている行為を行うものではないという整理を横断的に行うことを提言する。

根拠法令：弁護士法第72条、弁理士法75条、社会保険労務士法27条、税理士法52条等、法務省ガイドライン「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」

規制監督省庁/関連省庁：法務省、内閣府

## 1.3 地域における IT&DX&AI に関する実証実験の支援・拡充

### 【要望の理由・背景】

地域で IT・DX・AI を活用した実証実験を進める際、法令や規制との整合性確認に多くの時間と労力がかかる。そのため、地域の自治体や中小企業が実験に合意していても、最終

的には法令対応に強い都市部の大手企業が事業を受託する構造が生じている。特に申請段階での法令遵守の確認要件が厳しく、迅速な実証が制度的制約で停滞する例も多い。多くの場合「実証実験」や「DX」は、現行の法令適合性や現行の煩瑣な申請・登録制度などを逸脱して実施することで、可能性のある未来を「実証」することにある。また、本来、地域に根差したベンチャー企業やスタートアップ企業が、自治体や住民と連携しながら新たな社会的価値を創出することを目的とした実証実験であるべきところ、現行制度においては、法令適合性の審査が重視されることで、地域主導型のイノベーション創出が阻害される懸念がある。したがって、制度設計においては、実証実験の柔軟性とスピード感を確保しつつ、必要な法令対応を段階的かつ伴走型で支援する仕組みの導入が求められる。

#### 【要望内容】

実証実験の初期段階において、法令遵守に関する専門的知見を有する支援人材（行政職員・外部専門家等）による伴走型の助言・支援体制を整備することで、地域企業が安心して実証活動に着手できる環境を整えていただきたい。

加えて、地域の自治体・教育機関・企業が連携して実施する実証実験については、都市部の大手企業による受託に偏らないよう、地域主導型の取り組みに対して優先的な財政支援や評価加点措置を講じることが望まれる。

根拠法令/関連予算/関連税制：

内閣府：地方創生推進交付金

総務省：地域社会DX推進パッケージ事業

内閣官房：未来技術社会実装事業

規制監督省庁/関連省庁：内閣府、内閣官房、総務省

関連法令は様々

例 1) ドローン関連の実証実験であれば、航空法、電波法

例 2) 健康・医療関係関連の実証実験であれば、医師法等

### 1.4 地方活性化のための「中小企業 AI 適用コーディネート（仮称）」事業

#### 【要望の理由・背景】

- 中小企業においてもAI適用の成否は新たな経営課題となっている。ただ経済産業省から支援機関向けに発行されている「DX支援ガイド」が示すように、中小企業のデジタル経営へのシフトに向けては、支援機関による伴走支援アプローチが極めて重要であるが、一方で支援機関の人材やノウハウの不足が顕在化しており、支援体制の強化、支援能力の向上が喫緊の課題であると中小企業白書でも指摘されている状況にある。

- かかる状況を踏まえ、経済産業省推進資格として25年に亘り、経営者と対話を繰り返しながら経営ビジョンを描き、その実現に向けデジタル技術を駆使したDX戦略を策定するなど、広く伴走支援を行ってきたITコーディネータ（以下ITC）を有効にご活用いただくこととしたい。なおITC協会から2025年9月30日に「中小企業向けAI活用ガイド」（オンライン随時更新型）が発行されており、この陳腐化しないガイドを使用した支援を幅広く中小企業に展開したい。

#### 【要望内容】

中小企業のAI適用支援において、ITCの役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設（補足資料参照）

1. 経営者ヒヤリング、内部環境分析、AI適用戦略策定などの上流工程支援
2. 実行計画、開発・導入支援、運用後フィードバックなどの下流工程支援

<予算> 5.4億円

- 上流工程支援：21800万円（600社×10回×5.3万円）
- 下流工程支援：21800万円（600社×10回×5.3万円）
- DX認定支援：5450万円（300社×5回×5.3万円）
- 事業説明会、マニュアル作成等：350万円
- 事務局費：4900万円（10%）

関連予算：IT導入補助金

関連省庁：経済産業省（中小企業庁）

### 1.5 国産デジタル社会基盤の整備・活用促進と国際競争力強化

#### 【要望の理由・背景】

- AI利活用が加速度的に進む中、品質の高いAI構築が可能かどうかの分岐点となるのが良質なデータの有無である。
- 良質なデータは各産業の競争力の源泉であり、これを海外に流出させず、日本国内で保持し続けること、その上で同データを学習させた競争力のあるAIを構築することが本領域における日本にとってのひとつの勝ち筋である。
- 加えて、AI領域における主権の確保は経済安全保障と密に関わるのみならず、デジタル貿易赤字への対応という観点からも意義が大きく、多角的な問題意識のもと国内の官民を挙げて取り組みべきテーマであるといえる。
- 各国においてもこうした論調は顕著であり、AI含むデジタルインフラを自ら構築すべく大規

模な投資を展開している。

- 日本においても引き続き官民連携のもと本領域に注力し、国内で完結するデジタル社会基盤をまずは構築し、将来的には海外展開も視野に入れた対応を推進することが重要である。

#### 【要望内容】

- 競争力のあるAI構築に向けては十分な計算資源が不可欠。既存施策であるクラウドプログラム等を上回る規模感のもと、政府として国内計算基盤の充実に取り組むと共に、同対応を進める民間企業の支援の継続を要望したい。
- 計算基盤を確保の上、制約なく学習をおこない、高い性能を有するモデルを構築したならば、それを起点として蒸留や量子化などの手法を行い、業界・個社別モデルの構築が進むことで、各領域におけるAI実装が加速する。この対応工程を日本の各企業が担う体制を実現することで、国内におけるAIEcosystemは自己完結型に向かい、国内各企業のAI領域の競争力向上にも寄与するものと想定。
- 社会実装という観点から着目されるフィジカルAIの実現に向けてはDCの全国分散・エッジコンピューティングも重要な考慮事項。AI実装の基盤となるこれらインフラ整備の全国展開に向けても政府による対応主導を期待したい。
- また、現在特に海外依存が顕著である半導体の国産化という視点も重要。AI領域における主権確保に向けて、抜け穴の無いサプライチェーン構築に向けた対応推進が重要。
- 加えて、競争力の強化・日本のプレゼンス向上という観点から意義の大きい海外展開に向けては、相手国政府の橋渡し等の観点より政府における対応推進支援を求めたい。

#### 【関連法令】

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律、デジタル社会形成基本法、経済安全保障推進法 等

#### 【関連省庁】

- 内閣府、デジタル庁、総務省、経済産業省

### **1.6 AI人材等の育成のための奨学金返済額への税額控除制度の創設**

#### 【要望の理由・背景】

- 高等教育費負担により、多くの学生が卒業後長期間にわたり奨学金返済の負担を抱えているとの指摘がある。物価上昇や所得停滞を背景にその負担感は一層高まっており、返済開始直後の生活基盤形成を阻害する要因となり、こうした状況が晩婚化・少子化の背景にもなっているとの指摘も存在する。

- 一方で、政府は AI、デジタル、量子、半導体などの優先投資分野での高度人材育成を重点政策として掲げており、資源の少ない我が国においては、意欲のある若者が経済的理由によって教育を受けられないといった状況が生じないようにする環境整備を図ることが、今後の経済成長のためには不可欠であるといえる。
- この点、現行制度では奨学金返済に対する税制上の支援は限定的であり、住宅ローン減税など他制度と比住宅ローン減税など他制度と比べても若者支援を強化する余地がある。このため、若者の教育投資を後押ししつつ、国家が必要とする重点分野の人材確保を進めるため、奨学金返済額への税制上の優遇措置の導入が急務である。

#### 【要望内容】

##### 奨学金返済額への税額控除制度の創設

- 住宅ローン減税制度を参考に、毎年の奨学金返済額に応じた所得税等の税額控除制度を新設する。返済開始から一定期間（例：10年間）の負担軽減を図る。その際、政府が指定する優先投資分野の学位取得者に対しては、控除上限の引き上げや控除率の加算を認め、政策的誘導を図る。

根拠法令：所得税法、地方税法

規制監督省庁：財務省、総務省等

### 1.7 AI等の成長分野スタートアップへの人材移動促進

#### 【要望の理由・背景】

- 国内のスタートアップ企業は、その成長に必要な高度人材の確保が難しいことが一般的であり、特に大企業からの人材の移動という観点では、給与水準や福利厚生との差、住民税などの負担増が転職の大きな障壁となることが想定される。このことは、挑戦したい人材がいたとしても、生活面の不安から踏み切れない状況を生み出すこととなり、経済成長の源泉とも言えるスタートアップ企業の成長の足枷となっている。
- 政府はAI・半導体・バイオ・GX等の重点分野でスタートアップ育成を掲げるが、人材移動に関する支援は必ずしも強いとは言えず、成長分野の競争力強化に対する後押しが十分ではない。大企業で経験を積んだ人材がスタートアップ企業に移りやすい環境整備は日本経済の成長に不可欠であり、給与ギャップや税負担を軽減する制度創設が急務である。

#### 【要望内容】

##### 給与ギャップ補填制度や、住民税等の負担軽減措置の創設

- 大企業で働く人材が、スタートアップへ転職する際の給与差を、国が一定期間補填する仕組みや、転職後の所得減少に配慮した住民税・所得税の一部控除や減免措置を導入。

根拠法令：所得税法、地方税法、スタートアップ育成5か年計画等

規制監督省庁：財務省、総務省等

## 1.8 AIその他の新分野への労働移動促進のための社会人インターン制度

### 【要望の理由・背景】

- 企業の人材ニーズや個々人の職業観が多様化する中、副業や兼業によって経験を積みたいと考える個人も多くなっているのではないかと指摘がある。しかし、その一方で、社会人が現職に籍を置いたまま別の産業・職種を実地で学ぶ機会は、現実的には限定的であり、キャリアの再設計やスキル転換は行にくい状況にある。
- 兼業・副業は奨励されつつあるが、現実には、労働時間の通算義務や36協定との関係から、追加就労を行うと労働時間上限に抵触するリスクが高く、本人・企業ともに慎重にならざるを得ない。とりわけスタートアップや地方企業、行政・研究機関などでの短期実務経験は人材育成・イノベーション創出に有効であるにもかかわらず、通常の労働と同様に扱われることで受入側の負担も大きく、マッチングが進んでいない
- 社会人の「学び直し」や新産業へのチャレンジを後押しし、人材流動性とスキル転換を促進するためには、通常の雇用・副業とは区別した「社会人インターン」という制度的カテゴリを設け、柔軟な就労体験を可能にする枠組みが必要である。

### 【要望内容】

#### 「社会人インターン」制度の新設

- 現職に在籍したまま、学習・経験獲得を目的に他企業・団体で短期的に働ける新たな制度区分を創設し、通常の「雇用」とは区別して位置付ける制度を新設する。スタートアップ、地方企業、行政機関、研究機関など幅広い受入先を対象とし、人材育成と産業活性化につながる制度とする。本制度においては、教育目的など一定条件を満たした場合、労働基準法上の「労働時間通算」の適用外とする仕組みを整備しつつ、社会人インターンとして認める就労時間には週・月単位の上限を設け、無理なく参加できる設計とする。

根拠法令：労働基準法、労働時間等設定改善法等

規制監督省庁：厚生労働省

## 1.9 AIモデル等の開発者への権利帰属（産業技術力の強化に向けて）

### 【要望の理由・背景】

- 我が国の生成AI開発競争力を確保するためには、開発事業者が成果物（学習済みモデル、学習用データセット、ノウハウ）を自社のアセットとして蓄積し、他産業への横展開（SaaS型ビジネス）を可能にする環境が不可欠である。
- 従来、公的資金や政府調達による成果は、公開や国への帰属が原則とされがちであったが、経済産業省主導の「GENIAC」プロジェクトにおいては、計算資源を提供しつつも成果物の知的財産権を開発者に帰属させ、商用利用を促進する先進的な運用がなされている。これを特例に留めることなく、他の公的支援事業や政府調達にまで適用拡大すべきである。
- 特に、LLM等の「モデルウェイト」については、AI開発ノウハウの結晶であり、競争力の源泉となる成果でありながら、計算結果（数値の羅列）であり著作物性が認められにくい。不正競争防止法上の「営業秘密」または「限定提供データ」としての管理を認め、開発者が契約やライセンス条項によって利用範囲（リバースエンジニアリングの禁止等）を制御できる権限を確保することが、産業全体のイノベーション加速につながる。

### 【要望内容】

- 公的資金を活用したAI開発支援、または政府調達におけるAIモデル等の開発導入において、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール）の適用を拡大し、成果物である「学習済みモデル」および「加工済みデータセット」の権利を原則として開発事業者に帰属させる運用指針を確立いただきたい。また、公的資金による成果の公開義務については、学術論文等に限定し、商用モデル（ウェイト）自体の公開は事業者の判断に委ねる「GENIAC型スキーム」を標準としていただきたい。
- 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の改定において、受託開発における成果物の権利（特に派生モデルの権利）が、計算資源や技術を提供した開発ベンダー側に留保される契約モデルを推奨し、SIer型からプラットフォーム型へのビジネス転換を後押しいただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：産業技術力強化法第17条、AI・データの利用に関する契約ガイドライン

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省（商務情報政策局）、内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）

## 1.10 「信頼できる AI」の明確化と政府調達等における採択促進

### 【要望の理由・背景】

- 政府および重要インフラ分野における生成 AI の利活用が進む中、利用される生成 AI モデルの「信頼性」確保は急務である。特に、他国の法令（CLOUD 法や国家情報法等）によるデータ開示リスクを排除するためには、データセンターの物理的所在に加え、運用管理が日本の司法権下で完結する「データ主権」の確保が不可欠である。
- また、ブラックボックス化しがちな AI モデルに対し、学習データの出所・系譜（データリネージ）の明確化や追跡可能性、AI セーフティ・インスティテュート（AISI）等の外部機関によるレッドチーミング（攻撃者目線での安全性評価）の受入れ等を「信頼できる AI」の基準や定義とし、政府調達等において優遇すべきである。
- 特定の巨大海外モデルに依存するのではなく、用途に応じて複数のモデルを使い分ける「マルチモデル・オーケストレーション」環境を整備することは、セキュリティリスクの分散と国内 AI 産業の育成の両面から、高い経済的・社会的効果をもたらす。

### 【要望内容】

- 政府調達等における AI モデル選定基準において、「国内データセンターでの運用・管理（データ主権の確保）」および「学習データのトレーサビリティ（透明性）の確保」を必須要件または加点要素として明記いただきたい。
- 特に、各府省庁の生成 AI 利用環境において、機密性の高い内部情報を扱う業務には、上記のガバナンス要件を満たすモデルを優先的に採用する「適材適所」の調達方針を徹底いただきたい（「産地」ではなく、飽くまで「ガバナンス品質」を重視）。
- ISMAP 等のセキュリティ認定制度において、AI 特有のリスク（プロンプトインジェクション等）に対応した新たな監査基準を策定し、安全性が確認された国内サービスが迅速に参入できる枠組みを整備いただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：経済安全保障推進法、デジタル社会形成基本法、AI 事業者ガイドライン

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、経済産業省、内閣府（AI 戦略会議）

## 1.11 ガバメント AI「源内」活用に向けた霞が関における徹底的な BPR 推進

### 【要望の理由・背景】

- 中央省庁の現場においては、限られた人員の中で膨大かつ複雑な業務への対応が求められており、職員の負担軽減は急務である。2026年度より本格展開されるガバメント AI 「源内」は、この課題を解決する強力なツールとなり得る。

- しかし、「人の介在」などを前提とした旧来の業務フローのままのAI導入では、職員は「AIへの入力」と「従来どおりの事務処理」の双方を強いられ、かえって業務量が増大するという、デジタル化による逆転現象が生じかねない。
- AIの真価は、これまで職員が時間を割いてきた定型的な事務作業を代替し、政策立案や国民への直接的な支援といった、人間にしかできない高度な業務に集中できる環境を整えることにある。現場の職員がAIの恩恵を最大限に享受し、働きがいを持って業務にまい進できるよう、トップ主導により、制度や慣習に縛られない柔軟な業務プロセスの再設計（BPR）を強力にバックアップすることが不可欠である。

#### 【要望内容】

ガバメントAI「源内」の導入効果（業務負担の軽減）を最大化できるよう、以下の支援体制の整備を要望する。

- BPR推進権限の明確化：設置予定のAI統括責任者（CAIO）に対し、現場の声を反映しつつ、AI活用を阻害する重複業務やアナログ工程を整理・簡素化するための調整権限を付与すること。
- 実践知を有するAI人材の登用と教育支援：現場の業務に通じ、かつAIの特性を理解した人材をCAIOや推進チームに配し、現場と一体となってAIネイティブな業務フローを構築できる体制を整えること。

根拠法令/関連予算/関連税制：行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン、人工知能基本計画

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、人工知能戦略本部／内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局 人工知能政策推進室）

## 2 セキュリティ強化

### ■ ISMAP 制度の見直しに関する政策要望

#### 【要望骨子】

- ISMAP 管理策の運用の明確化
  - BYOK 要件に関しては、改めて目的の明記と代替策を例示
- ISMAP制度／ISMAP-LIUの活用
  - 「業務影響度評価」をやめ、SaaSを提供する企業に沿う制度改善を実施
- 「ISMAP-Ready制度」の創設
  - ISMAPの正式登録を目指す事業者を可視化し、各省庁や自治体の調達における選択肢を広げるため、「ISMAP-Ready 登録制度（仮称）」を創設

- 「ISMAP Fast Track 制度」の創設
  - ISO/IEC 27017 を取得しているサービスについて、認証の取得を証明したサービスについて、ISAMP-LIU 暫定ステータス リストに掲載 等
- 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望
  - 初期登録並びに更新に必要な監査費用の軽減、ISMAP適用対象範囲の明確化 等

## 2.1 ISMAP 管理策の運用の明確化

### 【要望の理由・背景】

- ISMAP管理基準8.1.2.7PB、10.1.2.20PB、いわゆるBYOK 要件に関し、技術的な採用は可能であるが、目的によっては代替策でも対応可能と考えられる。リスクを分類して提示いただきたい。
- BYOK 要件に関し、物理ハードディスクからの情報漏洩をリスクとする場合、例えばAWS 上に構築されたSaaSに当該機能を求めるのは過剰と考えられる。
- 現状において、SaaSにおけるBYOKのサービスは、ほぼ外資系の企業のみがサービスを提供できる状況ではないか。米国FedRAMPの調達要件ともなっていないところ、国内SaaS企業に対するISMAP認証への参入障壁となっており、将来的な経済安全保障上の懸念がある。どのような背景から、当該管理基準が導入されたかといった根拠もなく、大局からの情報セキュリティを考えた場合、BYOKを必須とするのは時期尚早ではないか。

### 【要望内容】

- BYOK 要件に関しては、改めて目的の明記と代替策を例示いただきたい。内部不正対策目的については、以下の FAQ 記載の通り認識しており、現状においては、改めて必須要件でなく、利用者の要求に応じて実装する機能であることを明記運用いただきたい。

### ▼ISMAP FAQ リンク(KB0010098)

[https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sys\\_kb\\_id=1a823d472ba4b650f0bbfd69fe91bfb8&spa=1](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=1a823d472ba4b650f0bbfd69fe91bfb8&spa=1)

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NCO、経済産業省、総務省

## 2.2 ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用

### 【要望の理由・背景】

- ISMAP-LIUの採用判断が利用者に委ねられている。行政機関が豊富なエンジニアやシ

システム専門家を抱えているのであれば別だが、現状、システム利用が、Low-Impact であるかどうかを利用者側に委ねることは、ないものねだりに過ぎないのではないかと。

- 認定プロセスにおいて利用者側に求めるべき「業務影響度評価」をCSPが実質的に行うことは適切ではない。管理策の官庁対象を複数年に分散させることで監査費用の負担を減らす制度だが、代わりに内部監査報告書を保管しておく必要があるため、CSPの負担は変わらない。
- Low-Impactであるという評価を特定政府機関に出してもらわない限り、監査手続きに入れないため、事実上リスク評価の説明をCSP自前で用意する必要がある。
- 評価を出した特定機関がサービスの使用をやめた場合、改めて別の機関に評価をしてもらわなければLIUのリストから外されてしまう。
- LIUを取ることで入札要件として有利になる案件がないため、投資するならISMAPにするしかないが、ISMAP取得には高額で環境を整えなければならないため中小規模事業者では最初からあきらめてしまう。スタートアップやベンチャー企業のみならず、中小規模事業者への参入障壁となっている。

ISMAPも同様だが費用対効果がはっきりせず、その中でもISMAP-LIUの優位性もはっきりしないために登録がいまだに2件（2025年9月1日時点）となっている。

#### 【要望内容】

- ISMAP-LIU の「業務影響度評価」をやめ、 SaaS を提供する企業に沿う制度改善を実施いただきたい。

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NCO、経済産業省、総務省

### 2.3 「ISMAP-Ready 制度」の創設

#### 【要望の理由・背景】

- 政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ基準であるISMAPは、その認定プロセスは多数の管理策への対応や厳格な監査が求められるため、非常に複雑で、多額の費用と長い時間（1年以上）を要します。
- この「高すぎる壁」は、特に豊富な資金や人員を持たない国内のスタートアップや中堅・中小のSaaS事業者にとって、政府調達市場への参入を著しく困難にしています。結果として、政府が利用できるクラウドサービスの選択肢が限定され、イノベティブで優れた国産サービスの導入が進まず、政府のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の足かせにもなっています。
- そこで、正式なISMAP登録に至る前段階の事業者も評価し、活用可能にするための、

より柔軟な枠組みが必要です。

#### 【要望内容】

- ISMAPの正式登録を目指す事業者を可視化し、各省庁や自治体の調達における選択肢を広げるため、「ISMAP-Ready 登録制度（仮称）」を創設する。これは本格的な登録準備に着手したクラウドサービス事業者がISMAP登録へ向けた具体的なアクションを開始したことを公的に示す、いわば「ISMAP申請中」のような位置づけとする。
- リストの公開：
  - デジタル庁のウェブサイト等で「ISMAP-Ready事業者リスト」を公開する。各省庁や自治体は、このリストを参考にすることで、将来的にISMAP登録が見込まれる有望なサービスを早期に把握し、PoC（概念実証）や小規模な導入検討の対象とすることができる。

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、デジタル社会形成基本法、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針
- 関連予算：デジタル庁関連予算

規制監督省庁/関連省庁：

- デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、情報処理推進機構(IPA)

## 2.4 「ISMAP Fast Track 制度」の創設

#### 【要望の理由・背景】

- インパクトの低い情報を扱うクラウドサービスを登録する趣旨で創設された ISMAP-LIU ですが、2025年10月現在で登録されているサービスが 2つと、活用されている状況とは言えません。
- テキサス州の州政府機関が利用するクラウドサービスを登録する制度 TX-RAMP に、他の認証・監査制度を利用し、早期に、無償で登録をする制度があるので、そちらを参考にした制度を ISMAP-LIU に取り込むことで、活用が促進すると考えています。

#### 【要望内容】

- ISMAP-LIU にFast Trackのような制度を取り込んでいただきたい。  
以下、Fast Track の概要を示します。
  - ISO/IEC 27017 を取得しているサービスについて、認証の取得を証明したサービ

スについて、期間を18ヶ月とする暫定ステータスを付与し、ISAMP-LIU 暫定ステータス リストに掲載します。

- 政府機関は、暫定ステータスを取得したクラウドサービスからの調達を可能とします。
- 暫定ステータスは、18ヶ月の期間の間に、IPA によるセキュリティ対策に関する質問に答え、不足するセキュリティ対策があれば、対応を実施し、暫定ステータスから本登録に移行します。

- 参考

- TX-RAMP FAQ

<https://dir.texas.gov/information-security/texas-risk-and-authorization-management-program-tx-ramp/tx-ramp-frequently>

- 根拠法令/関連予算/関連税制：

- 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、デジタル社会形成基本法、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針
- 関連予算：経済産業省関連予算

- 規制監督省庁/関連省庁：

- デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、情報処理推進機構(IPA)

## 2.5 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望

### 【要望の理由・背景】

2020年よりISMAPの運用が開始された。担当省庁はISMAPの改善に向けて尽力されているが、しかし、制度を利用する事業者（クラウドサービス提供者・SaaS企業等）の視点からは、依然として参入障壁と運用上の課題が多く、制度の普及・市場活性化を妨げている状況にある。主要な課題である下記3点について、引き続き、具体的な時間軸ならびに数値目標を設定して改善をお願いしたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
2. ISMAPの対象となる政府組織が不明確
3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

### 【要望内容】

政府の目指すクラウド・バイ・デフォルト早期実現のため、本制度は大変重要であると認識。以下3点の検討をお願いしたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用の軽減：監査項目の重複排除と費用負担軽減
  - ISO/IEC27001、SOC2、FedRAMP等、既存認証にて監査済み項目の免除もしくは簡略化
  - 初回登録・更新に係る監査費用および作業負担の削減（例：削減目標50%）
  - 監査頻度の見直し（例：毎年 → 2年ごと選択制）
  - 中小事業者支援のための補助制度または費用上限設定の検討
2. ISMAP適用対象範囲の明確化
  - ISMAP義務化対象の組織範囲を明示（中央省庁、独法、自治体、重要インフラ事業者等）
  - サプライチェーンを視野に入れたレベル別評価制度（中小向けライト枠）の検討
3. 投資判断に必要な情報の公開と制度運用の見える化

上記1、2に関連し、監査費用という大きな投資を必要とするにも関わらず、本制度によりカバーされる市場規模が不明確であり、費用対効果を測りかねて本制度への参加を躊躇するケースは多いと推察。政府が考える政府・民間におけるISMAPの適用範囲を明確にすることが必要と考える。

#### 【根拠法令】

ISMAPサイト

[https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010005&sys\\_kb\\_id=0d7c996d8369fa10aa68c6a8beaad312&spa=1](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010005&sys_kb_id=0d7c996d8369fa10aa68c6a8beaad312&spa=1)

#### 【関連省庁】

国家サイバー統括室、デジタル庁、経済産業省、総務省

### ■ サイバーセキュリティ対策の強化に関する政策要望

#### 【要望骨子】

- サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化
  - 上場企業のサイバーセキュリティ状況について、有価証券報告書での情報開示の義務化を要望する
- サイバーセキュリティのインシデント報告義務化
  - 上場企業のサイバーセキュリティのインシデント報告について、厳格な適時開示の義務化を要望する
- 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上
  - 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標

(サイバー自給率)を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る 等

## 2.6 サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化

### 【要望の理由・背景】

- 日本IT団体連盟では、日経500種平均の企業を対象に、各社のサイバーセキュリティの取組姿勢および情報開示に関する調査を実施してきた。上位100社では開示情報が増加している一方、昨今のDX化やサイバーセキュリティの重要性が増している状況にもかかわらず、他400社については情報開示が進んでいない。
- 米国証券取引委員会（SEC）は、2023年12月15日から新たなサイバーセキュリティの開示規則の適用を開始した。他の国でも、ステークホルダー向けのサイバーリスク情報開示の制度化の検討が進んでいる。
- KADOKAWA、アサヒGHD、アスクル等の株価は、インシデント公表後に下落を続けた。このようにサイバーインシデントは、株主価値を低下させる結果をもたらす。サイバーリスクの影響を最小化するために、サイバーセキュリティの情報開示を進める必要がある。
- 情報開示が義務化されることで、株主保護が実現できるだけでなく、経営層の意識を向上させることができ、日本企業全体のサイバーセキュリティ成熟度の向上が期待できる。

### 【要望内容】

上場企業のサイバーセキュリティ状況について、有価証券報告書での情報開示の義務化を要望する。

- 具体的には、以下の項目をステークホルダーに開示をすることを想定。  
「ガバナンス体制（責任者のスキルと専門知識）」「守るべき情報資産」「リスク管理の取組み」「重大インシデント発生数」「教育・演習」「取引先・サプライチェーンリスク対応状況」

根拠法令：企業内容等の開示に関する内閣府令

規制監督省庁：金融庁

## 2.7 サイバーセキュリティのインシデント報告義務化

### 【要望の理由・背景】

- 現在、個人情報漏洩インシデントに関わる情報公開は迅速化しているが、その他のランサムウェア感染等のサイバー攻撃に関するインシデントについては未だに隠される・公表が遅れる傾向がある。また、サイバーセキュリティ対策への投資に積極的な企業が増えて

いる一方で、対策を不要なコストと認識する経営者も少なくない。これに加え、企業間での透明性の不足が国内外の競争力低下、株主価値の低下につながるリスクがある。

- 米国証券取引委員会（SEC）は、2023年12月15日から新たなサイバーセキュリティの開示規則の適用を開始した。この規則では、重大インシデントはSECに4日以内に報告することが義務付けられている。

#### 【要望内容】

上場企業のサイバーセキュリティのインシデント報告について、厳格な適時開示の義務化を要望する。

- 適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を追加し、迅速な対応と情報共有を義務化することで、同様の攻撃が他社に波及するリスクを軽減する。
- 適時開示の提出期限は、米国SECにならい、「重大インシデントは4日以内の適時開示」とする。
- 適時開示の内容には、被害内容、業務影響、対策・対応状況、財務的影響の記載を求める。

## 2.8 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上

#### 【要望の理由・背景】

- 従前よりIT団体連盟として、サイバーセキュリティ自給率の向上を提言してきた中、昨年、経済産業省において、「サイバーセキュリティ産業振興戦略」が策定された。そこで、提言内容を見直し、業界団体としてより注力いただきたい項目に厳選して要望を行う。

#### 【要望内容】

1. 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る。
2. 政府機関における、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進。
3. 海外マーケットにおける、日本製セキュリティ対策製品・サービス販売促進。

関連省庁：経済産業省(サイバーセキュリティ課)、国家サイバー統括室

## 3 デジタル人材の教育・育成

### ■ リテラシー向上に関する政策要望

#### 【要望骨子】

- 国民全体のITリテラシーの向上

- 情報技術を生涯学習の対象として位置づけ、インクルーシブな成人学習制度を整備する。企業や大学が教材や講座を開発し、誰もが情報技術を学べるようにする。関係省庁が連携し、統一的な教育施策を推進する
- 自治体 DX 推進に係る一般行政職員のリテラシー底上げ・浸透施策
  - 一般行政職員の研修受講を加速させる施策（R8年以降の継続・拡大要望）。研修やEラーニング実施にかかる予算面での支援、および、全職員を対象とした育成の制度化（予算化および人材育成指標などの公開 など）等
- DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得
  - DXに精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきである

### 3.1 国民全体の IT リテラシーの向上

#### 【要望の理由・背景】

- デジタル技術の進展に伴い、情報技術の恩恵を享受するためには、すべての国民が体系的なITリテラシーを身に付けることが不可欠である。しかし、現行の初等中等教育で情報を学ぶ世代を除けば、子育て、出産、老後などの様々なライフステージにおいて情報技術を学ぶ機会が存在しないことが課題となっている。成人学習者に対するアクセスを拡大する必要がある。
- リテラシーの不足した個人は、デジタル社会から取り残されるリスクがあり、偽情報や誤情報に惑わされたり、フィッシングやマルウェアの被害に遭う可能性が高まる。さらに、社会人のデジタルスキルが不十分だと、産業構造の変化に対応したビジネスイノベーションの推進が困難になり、生産性や国際競争力に悪影響を及ぼす。

#### 【要望内容】

- 生涯学習の推進：情報技術を生涯学習の対象として位置づけ、学校教育に限らず、あらゆる場で柔軟でインクルーシブな成人学習制度を整備する。
- 教育機会の提供：企業や大学が教材や講座を開発し、誰もが情報技術を学べるようにする。地域住民と大学が協力し、ワークショップ形式で情報技術を学ぶ機会を創出する。
- 官庁横断の教育連携：ITスキル向上のため、関係省庁（総務省、経済産業省、文部科学省、デジタル庁など）が連携し、ITリテラシー向上に資する様々な概念（デジタルシティズンシップ、デジタルスキル等）を包括する統一的な教育施策を推進する。省庁間の齟齬や重複を防ぎ、横断型の施策を実施することで、効果的なIT教育を実現

する。

根拠法令：デジタル社会形成基本法 所管省庁：総務省、経済産業省、文部科学省、デジタル庁など

カテゴリ：社会人全般のDXリテラシー

対象：社会人、生活者など国民すべて

対象領域：初中等、大学、企業、自治体など

### 3.2 自治体 DX 推進に係る一般行政職員のリテラシー底上げ・浸透施策

#### 【要望の理由・背景】

総務省が定める「人材育成・確保基本方針策定指針」の「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」にある通り、全庁的な組織変革やDXの取組が円滑に推進されるようデジタル人材の育成・確保を進める必要がある中、「高度専門人材」「DX推進リーダー」に対する手当は進む一方、利用者にあたる「一般行政職員」に対する手当は十分でなく、また現行業務の忙しさから、現場での変革が思うように進んでいない。

#### 【要望内容】

DXの推進の障壁にもなりうる「一般行政職員」を対象としたリテラシー底上げのための施策強化

1. 一般行政職員の研修受講を加速させる施策（R8年以降の継続・拡大要望）
  - 研修やEラーニング実施にかかる予算面での支援、および、一般行政職員を対象とした育成の制度化（予算化および人材育成指標などの公開 など）
2. 一般行政職員の研修受講に伴う研修時間の確保支援
  - 業務時間内で一般行政職員が研修を受講できるよう、時間の確保に向けた働きかけと予算支援

関連予算：地方財政措置 地方公共団体のデジタル人材の育成（総務省）

規制監督省庁：総務省

### 3.3 DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得

#### 【要望の理由・背景】

我が国は、約30年余りにわたって質・量ともに慢性的なIT人材不足に陥っており、世界最先端デジタル国家創造を掲げる今に至っても課題となっている。パンデミックを乗り越え、我が国が持続可能な経済成長を実現し、社会生活のさらなる向上を達成するには、何よりも

DXがその原動力となる。そのDXを実行しイノベーション創出を担う優れた人材の育成・獲得は、より一層急務となっている。最先端テクノロジーを扱うIT人材の争奪戦は、国境を越えて行われており、特に先進国において激しさを増している。

#### 【要望内容】

初等中等教育から高等教育、リカレント教育、企業内教育に至るまで、対面・非対面を問わず、誰もが生涯に渡って学び続けることができる社会を実現することが大前提である。個人が学びによって得た知識や技術を活用し、その能力を無駄にすることなく十分発揮し、経済発展に寄与することができるよう、教育・人材育成基盤の抜本的な見直しと再整備が不可欠である。IT人材の獲得競争が国際的にも激しさを増している状況を念頭に置き、グローバルスタンダードに基づいた尺度で人材を育成し、評価する仕組みを構築すべきである。

1. DXに精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきであり、それを実現させるための投資を拡大すべき
2. 整備にあたっては、国際的にも認められた人材育成のスタンダードである「iコンピテンシディクショナリ」を活用・参照すべき

必要予算：総額75億円

- スキルのマッピング(5億円)ポータル構築(2億円)
- ポータル構築(2億円)、新規講座開発(35億円)、
- 学習履歴機能(10億円)、スキル検証 (5億円)